


(2) 駆除対策

ア 被害木の駆除処理

被害木については、基本的に伐倒・くん蒸処理を行う方針であるが、急峻な箇所については立木くん蒸処理を行った。また、薬剤使用の同意が得られない場合は、ビニール被覆処理を実施した。

表5 令和元年シーズンにおけるナラ枯れ被害木駆除実績

分類	伐倒・くん蒸	立木くん蒸	ビニール被覆
写真			
処理本数	125 本/1,840 本	1,691 本/1,840 本	24 本/1,840 本

イ おとり丸太法によるカシナガの誘引捕殺

① 実施概要

旧岩崎村地域の令和元年シーズンにおける被害状況が、「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」で示す被害発生中期以降となり、全量駆除が困難になったことから、カシナガの生息密度を減らす「おとり丸太法」の実証試験を令和2年度から実施した。

令和2年度においては、おとり丸太法に使用するナラ類を5月10日から深浦町横磯地区で伐採し、松神、黒崎及び大間越の3地区に6月10日から10月末まで設置した。

② 実施結果

松神地区で446,852個体/箇所、黒崎地区で297,663個体/箇所、大間越地区で844,984個体/箇所の計1,589,499個体のカシナガが捕獲できたと推計される。

一般に南東北地方では、1本の枯死木に1,000個体のカシナガが穿入するが、青森県での調査では、青森県では約3割の穿入で枯死することから、おとり丸太法実施により枯損を防止できた立木本数は、松神地区で447~1,451本、黒崎地区で298~967本、大間越地区で845~2,744本と推計される。

青森県では、少数のカシナガの穿入でミズナラが枯死するので、最大3倍強の枯損防止効果を発揮していると推定されることから、上記のとおり相当数のミズナラが枯死せず救われたことになり、有効な枯損防止効果とカシナガの拡散抑制効果を発揮できたことになる（山形大学齊藤教授報告書抜粋）。

③ 丸太の処理方法

設置期間終了後は、受託業者が破砕処理を実施し、カシナガを物理的に殺虫した。

表6 おとり丸太法効果検証調査結果とりまとめ表

地区名	被害区分	丸太実体積 (m ³)	推定誘引虫数		枯損防止できた本数		
			穿入虫数/集積	穿入虫数/m ³	1000個体/本	500個体/本	308個体/本
松神	激害	33.1	446,852	13,513	447	894	1,451
	◎			中害 レベル			
黒崎	激害	27.3	297,663	10,889	298	596	967
	◎			激害跡 レベル			
大間越	激害	38.7	844,984	21,883	845	1,690	2,744
	◎			激害 レベル			

○おとり丸太法による誘引捕殺

健全木を伐倒、玉切りした際に丸太から出る匂い成分（カイロモン）と合成フェロモンを利用し、カシナガを大量に誘引したのち、破砕・焼却処理を行いカシナガの幼虫を物理的に殺虫する手法。未被害地では逆にカシナガを誘引してしまうため施工は厳禁である。



(3) その他の被害対策

ア 被害を受けにくい森づくり

① ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業

ナラ林をはじめとする広葉樹林の有効利用を推進し、林分の若返りを図るため、鯉ヶ沢町内で利用可能な広葉樹林の分布状況調査、広葉樹材を用いた木工品の試作・展示・アンケート調査等を実施するとともに伐採・搬出作業データの集積及び更新伐マニュアルを作成している。

② 更新伐等への助成

令和2年シーズンの被害拡大を受け、被害の拡大防止が急務であることから、令和2年度11月補正において、被害拡大の危険性が特に高い深浦町及び鯉ヶ沢町で森林組合が実施する更新伐等実施への補助金（搬出材積：1,000円/m³）を新たに創設し、更新伐実施の促進を図ることで、令和3年シーズンの被害拡大の抑制に努める。

イ 青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

令和2年シーズンのナラ枯れ被害の拡大に伴い、ナラ類の伐採、移動、利用による被害の拡大を防止するために留意いただきたい事項の対象となる市町村を改正し、木材を扱う関係者に周知した。

表7 留意事項

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
①生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
②被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
④他県の被害地域か らの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、深浦町、鱒ヶ沢町、中泊町

B：青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、鶴田町、板柳町

C：AとBを除く県内23市町村

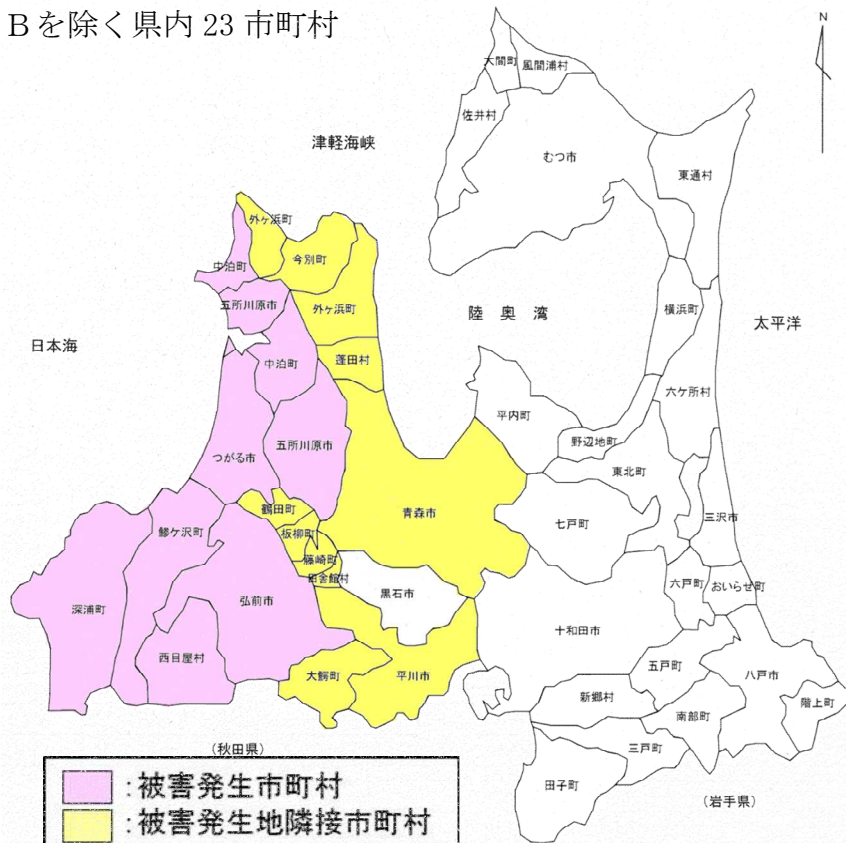


図3 ナラ枯れ被害発生市町村及び隣接市町村位置図

ウ 広報活動

各市町村に対して広報紙等を活用した啓発活動を依頼したほか、ラジオや新聞による注意喚起を実施した。

エ 被害対策検討会等

- ① 北東北3県森林病虫害等業務連絡会… R2. 9. 10
- ② おとり丸太法効果検証現地研修会… R2. 10. 22
- ③ ナラ枯れ被害対策検討会… R2. 10. 23
- ④ 青森・岩手県境被害対策連絡会… R2. 11. 13
- ⑤ 青森県松くい虫等被害対策協議会… R3. 1. 27
- ⑥ 地区松くい虫等被害対策協議会… R3. 2～3月（中南、三八、西北）
- ⑦ 住民への説明… R2. 12. 22（西目屋村）
R3. 3月以降（被害発生市町村）

3 令和3年度における防止対策

（1）監視対策

今後も被害の拡大が懸念されることから、早期かつ的確に被害状況を把握するため、これまでと同様に地上と上空からの監視を継続していく。

（2）駆除対策

被害発生初期である深浦町風合瀬地区以北及び弘前市をはじめとする新規被害発生6市町村では、被害木の全量を伐倒又は立木くん蒸処理を実施していく。また、被害発生中期以降の深浦町轟木地区以南では、国有林と連携しおとり丸太法によるカシナガの誘引捕殺を実施するとともに観光資源として重要な十二湖周辺については、くん蒸処理を実施していく。

（3）予防対策

更新伐等実施への助成の対象地域を深浦町及び鯉ヶ沢町に加え令和2年シーズンの新規被害発生市町村（弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、中泊町）に拡大し、更新伐を促進するとともに、ナラ等広葉樹の伐採・利用モデル構築事業で作成した伐採・育林マニュアルを活用し更新伐を普及していく。

表8 令和3年度における被害対策実施内容

対策区分	対策内容	実施地域				備考
		県内全域	R2シーズン被害発生市町村	深浦町		
				風合瀬以北	轟木以南	
監視	県防災ヘリコプター			○	○	5月、8月、9月
	セスナ（デジタル航空写真）			○	○	207 km ²
	地上目視（巡視活動業務員等・職員）	○	○	○	○	巡視活動業務員31名（4月～11月）
	カシナガ生息調査	△	△	○	○	県内14箇所（中南・西北管内）
駆除	伐倒・くん蒸処理	○	○	○	△*	被害木
	立木くん蒸処理	○	○	○	△*	被害木
	おとり丸太法（誘引捕殺）				○	前年度より箇所数増の方向で検討中
予防	更新伐等への助成		○	○	○	

※轟木地区以南においては、十二湖周辺等、観光資源として重要な箇所でのみ実施。